

処分名	特定疾病の認定
標準処理期間	即日～3日
根拠	令第14条第6項、規則第62条
審査基準	<p>(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 第62条より)</p> <p>令第十四条第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「特定疾病認定」という。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。</p> <p>一 被保険者番号</p> <p>二 特定疾病認定を受けようとする者の氏名及び個人番号</p> <p>三 特定疾病認定を受けようとする者がかかった令第十四条第六項に規定する疾病の名称</p> <p>2 前項の申請書には、同項第三号に掲げる疾病に関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。</p> <p>4 後期高齢者医療広域連合は、第一項の申請に基づき特定疾病認定を行ったときは、被保険者に対し、様式第四号による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。</p> <p>5 特定疾病療養受療証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。</p> <p>一 被保険者の資格を喪失したとき。</p> <p>二 令第十四条第六項各号のいずれかに該当しなくなったとき。</p> <p>6 特定疾病認定を受けた被保険者は、保険医療機関等から令第十四条第六項に規定する療養を受けようとするときは、当該保険医療機関等において、特定疾病認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該特定疾病認定を受けた者が、第三十条の二に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>7 前項ただし書の場合においては、当該被保険者は、その理由がなくなったときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証を当該保険医療</p>

機関等に提出しなければならない。

8 第十九条及び第二十条（第二項及び第四項ただし書を除く。）の規定は、特定疾病療養受療証について準用する。

9 特定疾病認定を受けた被保険者に係る第二十二条、第二十三条、第二十五条及び第二十六条に規定する届書には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る特定疾病療養受療証を添えなければならない。

《具体的な取扱い》

特定疾病の認定については、「厚生労働大臣が定める疾病」にかかっていることが医師の意見書等によって明らかになる場合が多いものと思料されるので、原則として1日から3日程度で認定。